平成２１年（フ）第３５５号
大津市稲津２丁目７番８号
債務者　長田　美幸
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３５６号
大津市稲津２丁目７番８号
債務者　長田　久子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３８０号
滋賀県高島市黒谷532－２、住民票上の住所滋賀県高島市鴨川平３丁目５番地11
債務者　岸田　郁子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３９３号
大津市西ノ庄15―57昭和第二団地２棟402号、住民票上の住所京都市山科区東野北井ノ上町８番地の12第１コーポ中川307号
債務者　下田　恵子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３９５号
滋賀県甲賀市甲南町深川2102番地１
債務者　嶋﨑　築子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２７号
兵庫県篠山市大山上749番地
債務者　田中　伸尚
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２１年（フ）第３０号
兵庫県丹波市春日町黒井569番地１
債務者　島田　雅司
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２１年（フ）第３１６号
兵庫県姫路市的形町的形1778番地１　サンパティック的形509
債務者　小松　喜朗
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第３７５号
兵庫県加古川市米田町平津677番地の１　明伸ビル３―35号、従前の住所兵庫県高砂市伊保崎２丁目23番８―101号
債務者　中平　朱実（旧姓角田）
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第３８１号
兵庫県神崎郡市川町甘地805番地の37
債務者　木村　聖子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第４１４号
兵庫県姫路市庄田57番地９
債務者　角田　花子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第４３０号
兵庫県姫路市野里204番地１　サンビレッジ野里101号
債務者　岸田　和直
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第４３３号
兵庫県姫路市佃町19ライオンズマンション602号、住民票上の住所兵庫県姫路市佃町19番地ライオンズマンション姫路市役所前901号
債務者　青木　尚一
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第４４７号
兵庫県加古川市加古川町河原115番地の１リベール加古川シティＷＥＳＴ612号
債務者　常岡　真理
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第４５２号
兵庫県加古川市尾上町池田764番地の９レオパレスひまわりⅡ―105号
債務者　西　　久年
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第４８２号
兵庫県高砂市時光寺町１番９―４号
債務者　南原　裕子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第４５２号
岡山市北区鹿田本町３―16岡山県精神科医療センター西２階病棟、住民票上の住所岡山県勝田郡勝央町豊久田1572番地
債務者　岸元　義政
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
岡山地方裁判所第３民事部